

月次総会議事録

令和6年（第9回）加古川市農業委員会月次総会
令和6年9月25日（水）

加古川市役所新館10階 大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 未弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

欠席

事務局

局長	桑山 隆	次長	中村 浩孝
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	橋本 英		

農林水産課

農政係	主事	河野 友博	事務員	甲斐 彩香
-----	----	-------	-----	-------

現地調査（西地区）

9月18日（水） 午前8時50分から
丸山副会長、岡本総務委員長、柿本委員、長井委員 事務局2名

現地調査（東地区）

9月18日（水） 午後1時30分から
丸山副会長、岡本総務委員長、庄司委員、都倉正委員 事務局2名

馬田 禔紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和6年第9回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 17名
本日の出席委員数 17名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、9番 藤原 正樹 委員、10番 都倉 澄子 委員、両名よろしくお願いいいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第86号を議題といたします。
議案第86号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧願います。
議案説明の前に、議案の訂正をお願いします。議案書3ページの12番の案件について、備考欄に記載がありますが、小作権を有する者が不存在であることが確認できたため、備考欄を削除願います。

では議案をご説明いたします。この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第86号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 加古川町大野 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

2 山手1丁目 []、[] 平米。[] さん 外1名から、[] さんへ。新設農家。

3 平岡町新在家 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。新設農家。

4 平岡町新在家 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。新設農家。

なお、3番及び4番については、先月の第8回月次総会で営農計画が不十分であることなどから継続審査となった案件ですが、その後9月10日付けで取下書の提出があり、営農計画を修正し、新たに申請があったため議案第86号として上程しております。

5 別府町西町 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。新設農家。

議案書2ページをご覧ください。

6 八幡町下村 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

7 平荘町里 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

8 平荘町一本松 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。被相続人 亡 [REDACTED] 相続財産清算人 弁護士 菊井 公策さんから、[REDACTED] さんへ。

9 上荘町井ノ口 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

10 東神吉町升田 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

議案書3ページをご覧ください。

11 西神吉町大国 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

12 西神吉町鼎 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

13 西神吉町鼎 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

14 志方町永室 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。農地所有適格法人。[REDACTED] さんから 株式会社 [REDACTED] へ。

15 志方町原 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

議案書4ページをご覧ください。

16 志方町横大路 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外1筆、計 [REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

17 志方町横大路 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外6筆、計 [REDACTED] 平米。[REDACTED] さん 外5名から、[REDACTED] さんへ。新設農家。

18 志方町横大路 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外1筆、計 [REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。新設農家。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現

況が農地であることを地元委員により確認しております。

なお、新設農家のうち、2番及び5番の案件については、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果問題ないとの判断があったため、新規就農にかかる聞き取り調査を省略しております。また、3番、4番、17番及び18番の案件については、新規就農にかかる聞き取り調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料1～5ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、新設農家の聞き取り調査をされた委員から報告をいただきます。まず、3番並びに4番の案件についてお願いします。

岡本委員 議席番号11番 岡本です。9月18日水曜日 午後4時10分より、丸山副会長、山本 卓良推進委員と私、事務局2名の合計5名で、議案第86号3番及び4番の議受人である■■■■さん、申請代理人である難波行政書士と事務員の出席のもと、新設農家に対する営農計画のヒアリングを行いましたので、その概要を報告します。

■■■■さんは以前から農業に関心があり、いつか農地を所有して農業をやってみたいと思っておられたそうです。少しは農作業の経験はありますが、農業経験が長い知人から必要な農機具を借りる約束ができ、農作業を手伝うという言葉もあったので、この申請に至ったと伺いました。

この土地は水田として使用していたと所有者から聞いたので、まずは水稻を作りたいと思われたそうですが、水田として使用していた当時と周辺状況が変わり、水の確保が困難だということがわかりました。そのため、畑としてサツマイモを作付けし、できたサツマイモはインターネットなどで販売する計画をされています。

申請地はしばらく耕作されていなかった農地ですので、まずは土づくりからはなりますが、サツマイモは販売のほか収穫体験で人気がある作物ですし、十分な広さがあるので、他の野菜に挑戦するなど、試行錯誤しながら、農業に取り組んでもらえたらとお伝えしました。

新設の農家として地域調和要件の問題はなく、営農計画にも問題はないと思われまます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、17番の案件についてお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。9月18日水曜日 正午より、丸山副会長、

岡本総務委員長と私、事務局2名の合計5名で、議案第86号17番の受人である[]さん出席のもと、新設農家に対する営農計画のヒアリングを行いましたので、その概要を報告します。

受人は精肉店を営まされていますが、このたび、その近接地で農地を取得し、主にジャガイモを作付けされるとのことです。参入の経緯については、当該店舗にて月間5万個を超える数のコロケを生産されており、この原料として使用するため、当該農地での営農を考えているとのことでした。

農業経験は無いとのことでしたが、メークイン1品種の生産に、ご本人及びご家族で取り組まれるとのこと、繁忙期には従業員の協力を得ることも可能であるとのことでした。また、ジャガイモ以外には、[]番の農地で以前からイチジクが作付けされており、これについても継続して栽培を行うとのことでした。

地元の農業団体等の承諾も得られており、新設の農家として営農計画にも問題はないと思われまます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、18番の案件についてお願いします。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。9月17日火曜日 午後3時より、馬田会長と私、事務局2名の合計4名で、議案第86号18番の譲受人である[]さんにご家族のお2人、申請代理人である寺西行政書士の出席のもと、新設農家に対する営農計画のヒアリングを行いましたので、その概要を報告します。

[]さんは、長年代表を務めていた自営業の代表から離れたことで時間に余裕ができたため、以前から関心のあった農業をやってみようと思われたそうです。自宅からほど近いところに管理に困っている農地があることを知人から聞き、このたびの申請に至ったと伺いました。

[]さんには全く農業をされたことはありませんが、近隣には農業経験豊富な友人が多数おり、農機具の使い方を教えてもらったり、困ったときは相談にのっていただけそうだと伺いました。また、ヒアリングに出席されたご家族も、協力して水稻を作っていきたいと話してくださいました。

申請地周辺は池の水の関係から、早生の品種を作付けすることになっています。この地域に合わせてキヌヒカリを作付する予定で、草刈等の地域のルールも確認されたとのことですので、新設の農家として地域調和要件の問題はなく、営農計画にも問題はないと思われまます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第86号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第86号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第86号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第87号を議題といたします。

議案第87号の13件については、8月14日から9月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第88号を議題といたします。

議案第88号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書11ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第88号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 東神吉町升田■■■■、■■■■平米。■■■■さん。住宅用地。始末書添付

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査された西地区調査班の委員の報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年9月18日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、柿本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第88号の1番。申請の土地の位置は升田の南、現況は宅地。申請地

の周囲は、東が田、西が道路、南が宅地、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第88号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第88号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第88号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第89号を議題といたします。
議案第89号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書12ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第89号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

- 1 神野町福留一丁目■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。集落地区計画区域。使用貸借権設定。
- 2 八幡町上西条■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。資材置場、フロート架台組立ヤード用地。賃借権設定、一時転用、令和6年11月1日から120日間。
- 3 八幡町上西条■■■■、■■■■平米。加古川市雁戸井土地改良区から、株式会社■■■■へ。資材置場、フロート架台組立ヤード用地。賃借権設定、一時転用、令和6年11月1日から120日間。
- 4 平荘町西山■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。太陽光発電施設用地。疎明書添付。
- 5 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■

へ。太陽光発電施設用地。

6 東神吉町神吉、 平米。さんから、株式会社 へ。太陽光発電施設用地。

7 東神吉町神吉、 平米 外2筆、計 平米。さんから、株式会社 へ。

8 東神吉町天下原、 平米 外1筆 計 平米。さんから、株式会社 へ。太陽光発電施設。

9 東神吉町天下原、 平米。さんから、株式会社 へ。太陽光発電施設。

10 東神吉町天下原、 平米 外1筆 計 平米。さんから、株式会社 へ。太陽光発電施設。

11 東神吉町升田、 平米。さんから、株式会社 へ。太陽光発電施設。

12 東神吉町天下原、 平米 外1筆 計 平米。さんから、株式会社 へ。太陽光発電施設。

13 東神吉町升田、 平米 外1筆 計 平米。さんから、株式会社 へ。太陽光発電施設。

14 東神吉町升田、 平米。さんから、株式会社 へ。太陽光発電施設。

15 東神吉町升田、 平米。さんから、株式会社 へ。太陽光発電施設。

16 東神吉町升田、 平米。さんから、株式会社 へ。太陽光発電施設。

17 東神吉町升田、 平米。さんから、株式会社 へ。太陽光発電施設。

18 西神吉町辻、 平米。さんから、株式会社 へ。露天資材置場用地。

19 志方町大澤、 平米。さんから、株式会社 へ。障害者施設用地。始末書添付、建築許可申請併願。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

なお、4番の案件については、隣接農地所有者の同意書が添付されていないため、聞き取り調査を実施しています。また、8番から10番及び13番から17番の案件については、同一事業であり、転用面積が3,000平米を超えることから、農地法第5条第3項の規定により 兵庫県農業委員会ネットワーク機構である 公益社団法人 ひょうご農林機構 の意見を聴かなければならないことから、兵庫県へ進達する前に、同法人へ諮問することになります。

つきましては、別紙、審議参考資料7～11ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。
まず、1番の案件について、神野町の委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年9月20日、調査者は、大形推進委員と私の2名で実施しました。
議案第89号の1番。申請の土地の位置は福留1丁目の西、現況は畑。申請地の周囲は、東が畑、西が道路、南が道路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。
以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番から4番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年9月18日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、都倉正委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。
議案第89号の2番及び3番。申請の土地の位置は上西条の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が道路及び雑種地、南が道路、北が池となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、馬田委員、前田委員、八代醍推進委員、松尾推進委員でした。
次に、議案第89号の4番。申請の土地の位置は西山の西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が水路、南が田、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、馬田委員、前田委員、八代醍推進委員、松尾推進委員でした。
以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、5番から19番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年9月18日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、柿本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。
議案第89号の5番。申請の土地の位置は神吉の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が水路、南が水路、北が田及び宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。
次に、議案第89号の6番。申請の土地の位置は神吉の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が道路、南が道路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。

次に、議案第89号の7番。この案件は2か所に分かれていますので、それぞれ報告いたします。まず西側の方は、申請の土地の位置は砂部の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が畑、南が田、北が田及び雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。東側の方は、申請の土地の位置は砂部の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が道路、南が宅地、北が宅地及び雑種地となっており、隣接に農地はありません。

次に、議案第89号の8番から10番と13番から17番。この8件は一体以上ですので、まとめて報告いたします。申請の土地の位置は天下原の東及び升田の西、現況は休耕田及び放棄田。申請地の周囲は、東が田、西が雑種地、南が田及びため池、北が雑種地となっており、または申請地は田、太陽光発電施設、ため池に囲まれており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第89号の11番及び12番。申請の土地の位置は升田の南、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が田、西が畑及び雑種地、南が道路、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。以上13件、地元立会委員は、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

次に、議案第89号の18番。申請の土地の位置は辻の南、現況は稲作。申請地の周囲は、東が雑種地、西が田、南が川、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、増田推進委員でした。

次に、議案第89号の19番。申請の土地の位置は大澤の北、現況は休耕田及び雑種地。申請地の周囲は、東が道路、西が道路、南が道路、北が道路及び宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、藤原委員、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

都倉正委員 議席番号2番 都倉です。議案第89号の4番について、隣接農地所有者からの同意書の添付がなく疎明書が提出されている件について、9月18日水曜日に、丸山副会長、岡本総務委員長と私、事務局2名の合計5名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

はじめに、事務局によると、同意書に押印のなかった隣接農地所有者のうち、■■■■番の■■■■さんについてはご家族より連絡があり、隣地の太陽光発電所の設置について反対であるが欠席するとの回答をいただいております、また、■■■■番の■■■■名の相続者のうち、■■■■さんのご子息から本人が死去されており欠席のご回答をいただいております。また■■■■番の■■■■さんについてはご連絡をいただきませんでした。

続いて、申請者の聞き取りを行いました。申請者である[]より委任を受けた[]の[]さんがご出席されました。まず同意書が添付されていない理由については、[]さんについては、お会いしたものの、個人的な感情により同意を得られておりません。[]さんについては何度かお伺いしたものの、進展を得られず同意を得られておりません。16名の相続者の方々は、いずれの方とも連絡が取れませんでしたとの事でした。

現地調査では、申請地は放棄田の状態であり、隣接地についても放棄田あるいは境界から十分に間隔を取ってフェンスを設置し、雑草対策も適宜行われており、隣接水路についても機能の保全はされる計画となっているため、隣接農地所有者の同意書は添付されていませんが、農業上の大きな支障はないと思われま

す。以上で聞き取り調査の報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第89号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第89号のうち、8番から10番及び13番から17番の案件については、ひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、また、1番から7番、11番、12番、18番、19番の案件については、許可相当の意見書を添付して、それぞれ県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第89号のうち、8番から10番及び13番から17番の案件については、ひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、また、1番から7番、11番、12番、18番、19番の案件については、許可相当の意見書を添付して、それぞれ県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第90号を議題といたします。

議案第90号の2件については、8月14日から9月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第91号を議題といたします。

議案第91号の6件については、8月14日から9月10日までに、農地

法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第92号を議題といたします。
議案第92号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書20ページ、審議参考資料12ページをご覧ください。
この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第92号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと

1 志方町西牧■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。■■■■さん。農業用倉庫。

この案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料12ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査された、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年9月18日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、長井委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第92号の1番。申請の土地の位置は西牧の東。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第92号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第92号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第92号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第93号を議題といたします。
議案第93号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書21ページ、審議参考資料13ページをご覧ください。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第93号 非農地証明願承認のこと。

1 神野町石守■■■■、■■■■平米。■■■■さん 外2名、平成12年8月頃。

2 平荘町西山■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和40年頃。

3 東神吉町出河原■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成7年4月頃。

4 志方町西牧■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和52年6月頃。

全ての案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料13ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番並びに2番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年8月19日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、都倉正委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第93号の1番。申請の土地の位置は石守の西。現況は雑種地となっており、申請どおりかと思われ。地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

次に、議案第93号2番。申請の土地の位置は西山の南東。申請地の状況

は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、道清委員、都倉澄子委員、来田推進委員、藤原推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番並びに4番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年8月19日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、長井委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第93号の3番。申請の土地の位置は出河原の東。申請地の状況は駐車場となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

次に、議案第93号の4番。申請の土地の位置は西牧の中。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第93号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第93号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第93号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第94号を議題といたします。
議案第94号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書22ページをご覧ください。この議案は、市街化区域内の農地については、今後20年間、市街化区域外の農地については、生涯、それぞれ自ら耕作するとして、相続税の納税猶予の適用を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第94号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと。

1 別府町新野辺北町2丁目■■■■、■■■■平米 外2筆、

計■■■■平米。相続人■■■■さん、被相続人■■■■さん。
なお、この案件については、地元委員による現地調査及び聞き取り調査により、相続人自ら農地を所有し、耕作するとの報告をいただいております。
以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第94号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第94号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第94号について、原案のとおり、適格者証明願いを承認することに決定いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第95号を議題といたします。
議案第95号について、諮問原課である農林水産課の概要説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の甲斐と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第95号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書24ページ、審議参考資料14ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者の数2戸。農地の中間的受け皿となる者の数1戸。貸し手に当たります、利用権を設定する者の数4戸。筆数7筆、面積6,246平米です。

続きまして、25ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面

積・筆数等を記載しております。概要の説明は以上とさせていただきます。

議長

農林水産課の概要説明は終わりました。

ここで、議案第95号のうち各筆明細2番から4番については、前田 祥道 委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、前田委員に退席を願い、先に審議を行います。

それでは、前田委員の退席をお願いします。

(前田 祥道 委員 退席)

議長

では、議案第95号のうち各筆明細2番から4番について、農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書26ページの各筆明細の2番から4番の案件につきましては、貸す者3名、借りる者 株式会社 [REDACTED] です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

今回、株式会社 [REDACTED] が権利設定を行う土地については、ほ場整備が行われ、現状として仮地番となっています。権利設定の手続きにおいては、登記の内容を基に確認を行っており、仮地番で設定することができません。審議参考資料15ページをご高覧ください。そのため、①ほ場整備前の地番にて利用権設定を行います。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料14ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長

農林水産課の議案説明は終わりました。この案件について、ご意見を承ります。

異議なし

議長

異議なしの声がありました。議案第95号のうち各筆明細2番から4番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長

異議なしと認めます。議案第95号のうち各筆明細2番から4番について、原案のとおり決定いたします。

それでは、前田 祥道 委員に着席願います。

(前田 祥道 委員 着席)

議長 次に、議案第95号のうち、1番について、農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書26ページからの各筆明細1番の案件につきましては、貸す者 ■■■■■さん、借りる者 ■■■■■さんです。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これら案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料14ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第95号のうち、1番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第95号のうち、1番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第95号のうち、1番について、原案のとおり決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時30分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和6年9月25日

署名委員（9番）

署名委員（10番）